

岐阜県燃料電池自動車導入事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

(総則)

第1条 県は、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて、県内の事業者が燃料電池自動車（FCV）を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) FCV 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、当該自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車検査証をいう。）に燃料が圧縮水素であることが明記されているものをいう。
- (2) 購入事業者 この補助金の交付を申請する日の1年前から県内に本社又は事業所を有する企業又は団体（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び同法第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会をいう。）のうち、県税に係る未納の徴収金がない者であって、自社での利用を目的としてFCVを購入するものをいう。
- (3) リース契約 当事者間で合意した期間にわたって、FCVの貸主が借主に対して当該FCVを使用収益する権利を与え、借主が当該FCVの使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (4) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、FCVの貸付けを行う事業者のうち、県税に係る未納の徴収金がない者であって、他の事業者に貸し出すことを目的としてFCVを購入するものをいう。
- (5) センター補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うFCVの導入に要した経費の一部を助成する補助金をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、購入事業者及びリース事業者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実

質的に関与している法人又は個人

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人又は個人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費並びに補助金の額は、知事が別に定める。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式とする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（交付決定通知）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条1項の規定により、申請の取り下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

（額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第5条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

（補助金の交付時期等）

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は別に知事が指定するとことにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 12 条 規則第 4 条の申請があった場合において、当該申請をした者が第 4 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付の決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 4 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第 13 条 規則第 21 条の知事の承認を受けようとする場合は、別記第 4 号様式による申請書を知事に提出するものとする。

2 規則第 21 条第 2 号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、補助対象事業により取得した F C V とする。

3 規則第 21 条ただし書の知事の定める期間は、補助対象事業の完了後 4 年間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第 14 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。